

**野外焼却(野焼き)は  
法律で禁止されています**

野外焼却(野焼き)は、煙・臭気等により近隣に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類等の有害物質の発生により、環境汚染や健康被害を引き起こす恐れもあるため、一部の例外を除き、法律で禁止されています。

また、違法な野外焼却(野焼き)が原因となる火災が多く発生しておりますので、絶対に止めましょう。

**○罰金・罰則**

廃棄物を違法焼却した場合、5年以下の懲役または100万円以下の罰金が処せられます。

**○焼却禁止の例外**

- ① 震災、風水害、火災等の災害の予防、復旧のために必要な廃棄物の焼却。
- ② 風俗慣習上または宗教上の行事を行う際の焼却。
- ③ 農業・林業または漁業を営むため、やむを得ない物の焼却。  
(例) 稲わら、もみ殻、刈り草、雑草、漁網に付着した海産物等

**○消防への届出・報告**

(野外焼却の例外)  
稲わら等の例外とされる廃棄物を焼却する際、火災と間違えて通報されることがあります。

このため、事前に消防署へ届出、もしくは電話連絡をお願いします。

**消火器を正しく  
使用できますか？**

消火器は、私たちにとって最も目にすることの多い身近な消火器具です。

しかし、実際の火災における消火器の使用率は50%程度となっています。皆さんはいざというときに適切に使用することができますか？

**消火器の使い方**

- ① 安全栓を上に取り上げます。
- ② ホースを外し火元に向けます。  
※噴射するとホースの先が暴れてしまうので先端を持ちます。
- ③ レバーを握って噴射します。  
※火元にいきなり当てるのではなく、手前からホウキで掃くように近づけます。

**注意点**

- ・ 火災を見つけたら「火事だー」と叫び、周りの人に知らせましょう。
- ・ 消火器の噴射時間は15秒程度です。1本で足りない場合は2〜3本の消火器を用意しましょう。
- ・ 天井等に延焼している場合は消火器の適応能力を超えています。避難を優先しましょう。

**適応火災  
表示マーク**

	木材・紙などが燃える火災に使用
	灯油・ガソリンなどが燃える火災に使用
	電気設備などが燃える火災に使用

**平成24年**

**危険物取扱者試験  
事前講習会開催の  
お知らせ**

平成24年6月3日(日)に第1回危険物取扱者試験が実施されます。受験者を対象とした事前講習会を次のとおり開催いたします。希望される方はお申し込みください。

**講習会日**

平成24年5月14日(月)から5月17日(木)までの4日間で実施します。

**場所**

留萌市末広町4丁目  
留萌消防会館2階

**お問い合わせ**

留萌消防組合消防署予防課保安係  
TEL 42-12295



**●紙面に対するお問い合わせは●**

留萌消防組合  
小平支署 予防係  
電話 56-2221  
鬼鹿支署  
電話 57-1253



古い消火器は使わないで下さい。